

宮城県障害福祉計画最終案 中間案からの変更点

該当 ページ	最終案	中間案（平成 2 9 年度第 3 回協議会提示資料）	摘 要
1	<p>第 1 章 基本的事項</p> <p>1 計画策定の根拠及び趣旨</p> <p>本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第 8 9 条及び平成 3 0 年 4 月 1 日施行の児童福祉法第 3 3 条の 2 2 の規定に基づき、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画を一体的に策定するものです。</p> <p>また、本計画は、国の基本的な指針（平成 1 8 年厚生労働省告示第 3 9 5 号）に即し、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」といいます。）の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」といいます。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」といいます。）の提供体制の確保に関して定めるものです。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第 1 章 基本的事項</p> <p>1 計画策定の根拠及び趣旨</p> <p>本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第 8 9 条及び平成 3 0 年 4 月 1 日施行の児童福祉法第 3 3 条の 2 2 の規定に基づき、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画を一体的に策定するものです。</p> <p>また、本計画は、国の基本的な指針（平成 1 8 年厚生労働省告示第 3 9 5 号）に即し、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」といいます。）の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」といいます。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」といいます。）の提供体制の確保に関して定めるものです。</p> <p><u>なお、本計画の策定に当たっては、障害者総合支援法第 8 9 条及び児童福祉法第 3 3 の 2 2 条の規定に基づき、障害者基本法第 3 6 条に規定されている都道府県における合議制の機関である宮城県障害者施策推進協議会の意見を聴いて定めています。</u></p>	<p>（☆はパブリックコメント等による修正）</p> <p>・計画策定の経過を追加したことにより内容が重複したため、削除</p>

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要										
2	<p>3 計画の概要 （2）計画策定の経過</p> <p>本計画は、<u>障害者総合支援法第89条第6項及び第7項並びに平成30年4月1日施行の児童福祉法第33条の22第6項及び第7項の規定により、県の障害福祉施策に関する審議会である「宮城県障害者施策推進協議会」及び「宮城県障害者自立支援協議会」の審議を経て、県民意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた県民の皆様の声や障害福祉関係団体等からの御意見を踏まえながら、策定いたしました。</u></p> <p>なお、みやぎ障害者プランについても、この計画と併せて策定いたしました。</p> <p><i>（斜体は予定）</i></p> <table border="1" data-bbox="271 778 965 1469"> <tr> <td data-bbox="271 778 465 906">平成28年 10月26日</td> <td data-bbox="465 778 965 906">平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの骨子について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 906 465 991">平成29年 1～2月</td> <td data-bbox="465 906 965 991">平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 991 465 1150">// 2月14日</td> <td data-bbox="465 991 965 1150">平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1150 465 1310">// 6月5日</td> <td data-bbox="465 1150 965 1310">平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策・各論（素案）について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1310 465 1469">// 10月10日</td> <td data-bbox="465 1310 965 1469">平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの中間案及び宮城県障害福祉計画の策定について</td> </tr> </table>	平成28年 10月26日	平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの骨子について	平成29年 1～2月	平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査の実施	// 2月14日	平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策について	// 6月5日	平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策・各論（素案）について	// 10月10日	平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの中間案及び宮城県障害福祉計画の策定について	<p>3 計画の概要 （追加）</p>	<p>・計画策定の経過を追加</p>
平成28年 10月26日	平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの骨子について												
平成29年 1～2月	平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査の実施												
// 2月14日	平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策について												
// 6月5日	平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策・各論（素案）について												
// 10月10日	平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの中間案及び宮城県障害福祉計画の策定について												

該当 ページ	最終案		中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘 要
3	<u>〃</u> <u>11月14日</u>	<u>平成29年度第3回宮城県障害者施策 推進協議会</u> <u>・宮城県障害福祉計画の中間案について</u>		
	<u>〃</u> <u>12月12日</u>	<u>宮城県議会保健福祉委員会での報告</u> <u>・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福 祉計画の中間案について</u>		
	<u>〃</u> <u>12月18日</u>	<u>パブリックコメント（1月17日まで）</u> <u>・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福 祉計画の中間案について</u>		
	<u>平成29年 12月～ 平成30年 2月</u>	<u>個別訪問による主な関係団体等（26団 体等）への説明</u> <u>（4ページのとおり）</u>		
	<u>〃</u> <u>2月13日</u>	<u>平成29年度第2回宮城県障害者自立 支援協議会</u> <u>・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福 祉計画の最終案について</u>		
	<u>〃</u> <u>2月16日</u>	<u>平成29年度第4回宮城県障害者施策 推進協議会</u> <u>・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福 祉計画の最終案について</u>		
	<u>〃</u> <u>3月</u>	<u>みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福 祉計画決定</u>		
	<u>〃</u> <u>3月14日</u>	<u>宮城県議会保健福祉委員会での報告</u>		

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要																																																			
3	<p>【参考】宮城県障害者施策推進協議会委員 （平成30年2月16日現在）</p> <table border="1" data-bbox="264 331 969 1441"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浅野 元</td> <td>宮城県町村会 副会長（大和町長）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿部 重樹</td> <td>東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>阿部 昌展</td> <td>宮城県商工会議所連合会（仙台商工会議所理事・事務局次長）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩佐 純</td> <td>宮城障害者職業センター 所長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>奥田 妙子</td> <td>宮城県知的障害者福祉協会（障害者支援施設幸泉学園施設長）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小幡 敏昭</td> <td>宮城労働局職業安定部職業対策課 課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加藤 亨二</td> <td>宮城県商工会連合会 専務理事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>齋藤 和子</td> <td>宮城県精神保健福祉協会（みやぎ心のケアセンター保健師）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐藤 由紀子</td> <td>仙台弁護士会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐藤 百合</td> <td>宮城県特別支援学校長会（宮城県立名取支援学校長）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>志村 祐子</td> <td>東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下山 清子</td> <td>宮城県手をつなぐ育成会（多賀城市手をつなぐ育成会 会長）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関本 則子</td> <td>宮城県精神障がい者家族連合会 副会長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登米 祐也</td> <td>宮城県医師会 常任理事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野口 和人</td> <td>東北大学大学院教育学研究科 教授</td> <td>副会長</td> </tr> <tr> <td>目黒 久美子</td> <td>発達支援ひろがりネット 副代表</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	氏名	所属等	備考	浅野 元	宮城県町村会 副会長（大和町長）		阿部 重樹	東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授	会長	阿部 昌展	宮城県商工会議所連合会（仙台商工会議所理事・事務局次長）		岩佐 純	宮城障害者職業センター 所長		奥田 妙子	宮城県知的障害者福祉協会（障害者支援施設幸泉学園施設長）		小幡 敏昭	宮城労働局職業安定部職業対策課 課長		加藤 亨二	宮城県商工会連合会 専務理事		齋藤 和子	宮城県精神保健福祉協会（みやぎ心のケアセンター保健師）		佐藤 由紀子	仙台弁護士会		佐藤 百合	宮城県特別支援学校長会（宮城県立名取支援学校長）		志村 祐子	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授		下山 清子	宮城県手をつなぐ育成会（多賀城市手をつなぐ育成会 会長）		関本 則子	宮城県精神障がい者家族連合会 副会長		登米 祐也	宮城県医師会 常任理事		野口 和人	東北大学大学院教育学研究科 教授	副会長	目黒 久美子	発達支援ひろがりネット 副代表			<p>・計画策定の経過（協議会委員）を追加</p>
氏名	所属等	備考																																																				
浅野 元	宮城県町村会 副会長（大和町長）																																																					
阿部 重樹	東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授	会長																																																				
阿部 昌展	宮城県商工会議所連合会（仙台商工会議所理事・事務局次長）																																																					
岩佐 純	宮城障害者職業センター 所長																																																					
奥田 妙子	宮城県知的障害者福祉協会（障害者支援施設幸泉学園施設長）																																																					
小幡 敏昭	宮城労働局職業安定部職業対策課 課長																																																					
加藤 亨二	宮城県商工会連合会 専務理事																																																					
齋藤 和子	宮城県精神保健福祉協会（みやぎ心のケアセンター保健師）																																																					
佐藤 由紀子	仙台弁護士会																																																					
佐藤 百合	宮城県特別支援学校長会（宮城県立名取支援学校長）																																																					
志村 祐子	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授																																																					
下山 清子	宮城県手をつなぐ育成会（多賀城市手をつなぐ育成会 会長）																																																					
関本 則子	宮城県精神障がい者家族連合会 副会長																																																					
登米 祐也	宮城県医師会 常任理事																																																					
野口 和人	東北大学大学院教育学研究科 教授	副会長																																																				
目黒 久美子	発達支援ひろがりネット 副代表																																																					

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要																																							
4	<table border="1" data-bbox="271 256 972 379"> <tr> <td>森 正義</td> <td>宮城県身体障害者福祉協会 会長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>若生 裕俊</td> <td>宮城県市長会（富谷市長）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡辺 秀憲</td> <td>心のネットワークみやぎ</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="255 387 506 416">（五十音順・敬称略）</p> <p data-bbox="277 443 824 472">【参考】個別訪問により御意見を伺った団体等</p> <table border="1" data-bbox="277 480 958 1121"> <tr> <th colspan="2">障害福祉関係団体（20団体）</th> </tr> <tr> <td>高次脳機能障害者家族会</td> <td>心のネットワークみやぎ 仙台市障害者福祉協会</td> </tr> <tr> <td>CILたすけっと</td> <td>発達支援ひろがりネット</td> </tr> <tr> <td>日本オストミー協会宮城県支部</td> <td>宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会</td> </tr> <tr> <td>宮城あすなる会</td> <td>宮城県肢体不自由児協会</td> </tr> <tr> <td>宮城県視覚障害者福祉協会</td> <td>宮城県重症心身障害児（者）を守る会</td> </tr> <tr> <td>宮城県社会福祉協議会</td> <td>宮城県身体障害者福祉協会</td> </tr> <tr> <td>宮城県障害者スポーツ協会</td> <td>宮城県精神保健福祉協会</td> </tr> <tr> <td>宮城県精神障がい者家族連合会</td> <td>宮城県知的障害者福祉協会</td> </tr> <tr> <td>宮城県脊髄損傷者協会</td> <td>宮城県手をつなぐ育成会</td> </tr> <tr> <td>宮城県聴覚障害者協会</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="277 1129 958 1406"> <tr> <th colspan="2">宮城県自立支援協議会委員（6事業所等）</th> </tr> <tr> <td>県南生活サポートセンターアサンテ</td> <td>障害児デイケアセンター こどもの広場</td> </tr> <tr> <td>障害者相談支援事業所 ぴあら若林</td> <td>東北福祉大学 なごみの里サポートセンター</td> </tr> <tr> <td>地域拠点センターふきのとう</td> <td>ター</td> </tr> </table> <p data-bbox="255 1414 394 1442">（五十音順）</p>	森 正義	宮城県身体障害者福祉協会 会長		若生 裕俊	宮城県市長会（富谷市長）		渡辺 秀憲	心のネットワークみやぎ		障害福祉関係団体（20団体）		高次脳機能障害者家族会	心のネットワークみやぎ 仙台市障害者福祉協会	CILたすけっと	発達支援ひろがりネット	日本オストミー協会宮城県支部	宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会	宮城あすなる会	宮城県肢体不自由児協会	宮城県視覚障害者福祉協会	宮城県重症心身障害児（者）を守る会	宮城県社会福祉協議会	宮城県身体障害者福祉協会	宮城県障害者スポーツ協会	宮城県精神保健福祉協会	宮城県精神障がい者家族連合会	宮城県知的障害者福祉協会	宮城県脊髄損傷者協会	宮城県手をつなぐ育成会	宮城県聴覚障害者協会		宮城県自立支援協議会委員（6事業所等）		県南生活サポートセンターアサンテ	障害児デイケアセンター こどもの広場	障害者相談支援事業所 ぴあら若林	東北福祉大学 なごみの里サポートセンター	地域拠点センターふきのとう	ター		<p data-bbox="1756 443 2112 512">・計画策定の経過（個別訪問団体）を追加</p>
森 正義	宮城県身体障害者福祉協会 会長																																									
若生 裕俊	宮城県市長会（富谷市長）																																									
渡辺 秀憲	心のネットワークみやぎ																																									
障害福祉関係団体（20団体）																																										
高次脳機能障害者家族会	心のネットワークみやぎ 仙台市障害者福祉協会																																									
CILたすけっと	発達支援ひろがりネット																																									
日本オストミー協会宮城県支部	宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会																																									
宮城あすなる会	宮城県肢体不自由児協会																																									
宮城県視覚障害者福祉協会	宮城県重症心身障害児（者）を守る会																																									
宮城県社会福祉協議会	宮城県身体障害者福祉協会																																									
宮城県障害者スポーツ協会	宮城県精神保健福祉協会																																									
宮城県精神障がい者家族連合会	宮城県知的障害者福祉協会																																									
宮城県脊髄損傷者協会	宮城県手をつなぐ育成会																																									
宮城県聴覚障害者協会																																										
宮城県自立支援協議会委員（6事業所等）																																										
県南生活サポートセンターアサンテ	障害児デイケアセンター こどもの広場																																									
障害者相談支援事業所 ぴあら若林	東北福祉大学 なごみの里サポートセンター																																									
地域拠点センターふきのとう	ター																																									

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要
4	<p>（3）区域の設定 本計画の数値目標等の設定に当たっては、「みやぎ障害者プラン」で定める以下の障害保健福祉圏域（7圏域）を_____基本とし_____ています。</p> <p>（4）計画の期間並びに達成状況の分析及び評価</p>	<p>（2）区域の設定 本計画の数値目標等の設定に当たっては、「みやぎ障害者プラン」で設定している障害保健福祉圏域_____を数値目標等設定の基本とし、次に掲げる7つの区域を設定しています。</p> <p>（3）計画の期間並びに達成状況の分析及び評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番ずれの修正 ・ 文言の整理 ・ 項番ずれの修正
7	<p>第2章 提供体制の確保に係る目標</p> <p>1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標</p> <p>（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>＜目標設定の考え方＞</p> <p>地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行目標を設定します。</p> <p>国の基本指針においては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する（平成29年度末において、平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える）ことを基本とするとされています。</p> <p>しかしながら、施設に入所されている方の多くが、現在の社会資源等（住まいやサービスの提供体制、県民の障害等に対する理解・関心等）の状況では地域での生活が難しい方であるほか、現在は在宅で生活されている方の中にも、障害の重度化等を理由として施設入所を希望する方が一定数おられること等から、入所待機者数は増加している状況にあります。このため、平成32年度末の施設入所者数の削減目標については、設定しないことといたしました。</p>	<p>第2章 提供体制の確保に係る目標</p> <p>1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標</p> <p>（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>＜目標設定の考え方＞</p> <p>地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行目標を設定します。</p> <p>国の基本指針においては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する（平成29年度末において、平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える）ことを基本とするとされています。</p> <p>県では、これまでグループホームの整備をはじめとする、障害者等の地域生活移行を鋭意推進してきたところですが、上記のとおり、4期計画における目標の達成は困難な状況であり、国の基本指針で示された基本値をそのまま成果目標として用いることは、本県の実情に沿わないことから、市町村計画における目標値を勘案し、平成28年度末時点の施設入所者の約6%に当たる113人を地域生活移行者数の目標とすることとしました。</p>	<p>☆地域生活移行者数について国の指針の基準を目指すべきという意見及び入所者数の削減目標を定めるべきという意見を受けて、修正</p>

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要																																
9	<p>また、地域生活移行者数の目標値については、市町村計画との整合を図りつつ、県全体としての地域移行を推進する趣旨から、市町村と個別に調整を行うなどして、現状下での最大値である113人（平成28年度末時点の施設入所者数の約6%）といたしました。</p> <p>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ② 長期入院者数及び入院後の退院率 ＜成果目標＞</p> <table border="1" data-bbox="286 738 972 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1年以上の長期入院患者数</td> <td>65歳以上</td> <td>平成32年度末において 1,886人以下</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>平成32年度末において 899人以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">精神病床における早期退院率</td> <td>入院後3か月時点</td> <td>平成32年度において 69%以上</td> </tr> <tr> <td>【新規目標】 入院後6か月時点</td> <td>平成32年度において 84%以上</td> </tr> <tr> <td>入院後1年時点</td> <td>平成32年度において 91%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目		目標	1年以上の長期入院患者数	65歳以上	平成32年度末において 1,886人以下	65歳未満	平成32年度末において 899人以下	精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	平成32年度において 69%以上	【新規目標】 入院後6か月時点	平成32年度において 84%以上	入院後1年時点	平成32年度において 91%以上	<p>なお、現在施設に入居されている方は、現在の社会資源では地域での生活が難しい方が多く、地域においては、多数の方が入所待機となっている現状があること、また、高齢化が進む一方で特別養護老人ホーム等介護保険適用の施設も入所待機者が多数となっていること等から、本計画においては、第4期障害福祉計画に引き続き、施設入所者の削減に関する成果目標を設定しないことといたしました。</p> <p>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ② 長期入院者数及び入院後の退院率 ＜成果目標＞</p> <table border="1" data-bbox="1043 738 1729 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1年以上の長期入院患者数</td> <td>65歳以上</td> <td>1,886人以下</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>899人以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成32年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率</td> <td>69%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【新規目標】 平成32年6月に入院した患者の入院後6か月時点の退院率</td> <td>84%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成32年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率</td> <td>91%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目		目標	1年以上の長期入院患者数	65歳以上	1,886人以下	65歳未満	899人以下	平成32年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率		69%以上	【新規目標】 平成32年6月に入院した患者の入院後6か月時点の退院率		84%以上	平成32年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率		91%以上	<p>・目標年度の明示</p> <p>・項目名の整理</p>
項目		目標																																	
1年以上の長期入院患者数	65歳以上	平成32年度末において 1,886人以下																																	
	65歳未満	平成32年度末において 899人以下																																	
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	平成32年度において 69%以上																																	
	【新規目標】 入院後6か月時点	平成32年度において 84%以上																																	
	入院後1年時点	平成32年度において 91%以上																																	
項目		目標																																	
1年以上の長期入院患者数	65歳以上	1,886人以下																																	
	65歳未満	899人以下																																	
平成32年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率		69%以上																																	
【新規目標】 平成32年6月に入院した患者の入院後6か月時点の退院率		84%以上																																	
平成32年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率		91%以上																																	

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要																														
9	<p>注__）1年以上の長期入院患者数</p> <p>平成26年の入院者数を元に国の基本指針別表第4に定める算定式に基づき算出します。これは、第7次医療計画における慢性期入院（1年以上の入院）の入院需要と同じ算定式となっており、平成26年の慢性期入院受療率を元に継続的な入院治療を要する患者の割合、治療抵抗性統合失調症薬の普及等の効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値及び認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値を定め、平成32年の推計人口にて患者数を推計します。</p>	<p>注1）1年以上の長期入院患者数</p> <p>平成26年の入院者数を元に国の基本指針別表第4に定める算定式に基づき算出します。これは、第7次医療計画における慢性期入院（1年以上の入院）の入院需要と同じ算定式となっており、平成26年の慢性期入院受療率を元に継続的な入院治療を要する患者の割合、治療抵抗性統合失調症薬の普及等の効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値及び認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値を定め、平成32年の推計人口にて患者数を推計します。</p>																															
10	<p>(3) 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>【参考】4期計画における成果目標等</p> <table border="1" data-bbox="277 970 967 1378"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">成果目標</th> <th colspan="3">実績（整備拠点数）</th> <th rowspan="2">備考（整備済み圏域）</th> </tr> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活支援拠点等の整備</td> <td>平成29年度末までに各_____圏域に1か所以上</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>4</u>（見込み）</td> <td><u>3</u>圏域（仙台・大崎・_____石巻）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	成果目標	実績（整備拠点数）			備考（整備済み圏域）	27年度	28年度	29年度	地域生活支援拠点等の整備	平成29年度末までに各_____圏域に1か所以上	0	0	<u>4</u> （見込み）	<u>3</u> 圏域（仙台・大崎・_____石巻）	<p>(3) 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>【参考】4期計画における成果目標等</p> <table border="1" data-bbox="1034 970 1720 1378"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">成果目標</th> <th colspan="3">実績（整備拠点数）</th> <th rowspan="2">備考（整備済み圏域）</th> </tr> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活支援拠点等の整備</td> <td>平成29年度末までに各障害保健福祉圏域に1か所以上</td> <td>0</td> <td>0</td> <td><u>7</u>（見込み）</td> <td><u>4</u>圏域（仙台・大崎・<u>登米</u>・石巻）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	成果目標	実績（整備拠点数）			備考（整備済み圏域）	27年度	28年度	29年度	地域生活支援拠点等の整備	平成29年度末までに各障害保健福祉圏域に1か所以上	0	0	<u>7</u> （見込み）	<u>4</u> 圏域（仙台・大崎・ <u>登米</u> ・石巻）	<p>・項目名の整理等により不要となったため、削除</p> <p>・市町村への照会結果を基に修正</p>
項目	成果目標			実績（整備拠点数）				備考（整備済み圏域）																									
		27年度	28年度	29年度																													
地域生活支援拠点等の整備	平成29年度末までに各_____圏域に1か所以上	0	0	<u>4</u> （見込み）	<u>3</u> 圏域（仙台・大崎・_____石巻）																												
項目	成果目標	実績（整備拠点数）			備考（整備済み圏域）																												
		27年度	28年度	29年度																													
地域生活支援拠点等の整備	平成29年度末までに各障害保健福祉圏域に1か所以上	0	0	<u>7</u> （見込み）	<u>4</u> 圏域（仙台・大崎・ <u>登米</u> ・石巻）																												

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要																		
10	<p><目標設定の考え方></p> <p>本県では、平成30年3月時点において、<u>仙台圏域、大崎圏域及び石巻圏域の3圏域（4か所）</u>で整備済みとなっています。<u>さらに</u>_____平成30年度中には<u>仙台圏域及び気仙沼圏域</u>で2か所整備される見込みとなっています。</p> <p>国の基本指針においては、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とすることとされていることから、市町村障害福祉計画等と整合性を図りながら整備を推進することとし、本計画における整備目標は、<u>4期</u>_____計画に引き続き、各_____圏域に1か所以上とします。</p> <p>なお、<u>制度説明や施設整備にかかる費用の補助等の支援</u>を通じて、<u>地域生活支援拠点等の整備を促進</u>します。</p>	<p><目標設定の考え方></p> <p>本県では、平成29年9月時点において、<u>仙台圏域_____及び石巻圏域の2圏域（2か所）</u>で整備済みとなっていますが、<u>さらに平成29年度中に仙台圏域、大崎圏域及び登米圏域に5か所、平成30年度中には大崎圏域及び気仙沼圏域</u>で2か所整備される見込みとなっています。</p> <p>国の基本指針においては、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とすることとされていることから、市町村の障害福祉計画と整合性を図りながら整備を推進することとし、本計画における整備目標は、<u>第4期障害福祉計画</u>に引き続き、各<u>障害保健福祉圏域</u>に1か所以上とします。</p>	<p>・市町村への照会結果を基に時点修正</p> <p>・文言の整理</p> <p>☆地域生活支援拠点等の整備を着実に進めるためには、市町村に任せただけでなく、県の支援も必要という意見の反映</p>																		
11	<p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p><成果目標></p> <table border="1" data-bbox="264 1034 958 1441"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間一般就労移行者数</td> <td>平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を<u>460人</u>とする</td> <td>平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(291人)の約<u>1.6倍</u></td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業の利用者数</td> <td>平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を<u>871人</u>とする</td> <td>平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(673人)から約<u>29%増</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標	備考	年間一般就労移行者数	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を <u>460人</u> とする	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(291人)の約 <u>1.6倍</u>	就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を <u>871人</u> とする	平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(673人)から約 <u>29%増</u>	<p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p><成果目標></p> <table border="1" data-bbox="1021 1034 1715 1441"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間一般就労移行者数</td> <td>平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を<u>455人</u>とする</td> <td>平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(291人)の約<u>1.5倍</u></td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業の利用者数</td> <td>平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を<u>849人</u>とする</td> <td>平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(673人)から約<u>26%増</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標	備考	年間一般就労移行者数	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を <u>455人</u> とする	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(291人)の約 <u>1.5倍</u>	就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を <u>849人</u> とする	平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(673人)から約 <u>26%増</u>	<p>・市町村への照会結果を基に修正</p> <p>・市町村への照会結果を基に修正</p>
項目	目標	備考																			
年間一般就労移行者数	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を <u>460人</u> とする	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(291人)の約 <u>1.6倍</u>																			
就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を <u>871人</u> とする	平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(673人)から約 <u>29%増</u>																			
項目	目標	備考																			
年間一般就労移行者数	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を <u>455人</u> とする	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(291人)の約 <u>1.5倍</u>																			
就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を <u>849人</u> とする	平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(673人)から約 <u>26%増</u>																			

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要																				
38	<p>(4) 【新規指標】医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</p> <p><県計画値></p> <table border="1" data-bbox="277 373 943 464"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>		単位	30年度	31年度	32年度	配置人数	人	0	14	37	<p>(4) 【新規指標】医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</p> <p><県計画値></p> <table border="1" data-bbox="1032 373 1697 464"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>		単位	30年度	31年度	32年度	配置人数	人	0	17	31	<p>・市町村への照会結果を基に修正</p>
	単位	30年度	31年度	32年度																			
配置人数	人	0	14	37																			
	単位	30年度	31年度	32年度																			
配置人数	人	0	17	31																			
39	<p>(6) 【新規】地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量</p> <p><県計画値></p> <table border="1" data-bbox="271 576 786 660"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備量（利用者数）</td> <td>564人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 <u>精神科病院における長期入院患者のうち、精神障害のある人を支える地域の医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加及び就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。</u> <u>平成26年の精神病床入院患者数を元に、国の基本指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされています。</u></p> <p>3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保</p>	項目	32年度	基盤整備量（利用者数）	564人	<p>(6) 【新規】地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量</p> <p><県計画値></p> <table border="1" data-bbox="1025 576 1541 660"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備量（利用者数）</td> <td>564人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 <u>平成26年の精神病床の入院者数を元に国の基本指針別表第4に定める算定式により設定することとされたもの。</u></p> <p>3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保</p>	項目	32年度	基盤整備量（利用者数）	564人	<p>☆基盤整備量の説明が足りないと いう意見の反映</p>												
項目	32年度																						
基盤整備量（利用者数）	564人																						
項目	32年度																						
基盤整備量（利用者数）	564人																						
40	<p>・船形コロニー整備事業</p> <p><u>県全域における障害のある人のセーフティネット機能が期待される県立障害者支援施設「船形コロニー」について、老朽化等への対応とともに、民間施設のバックアップ・地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を果たすことを見据えた整備を進めます。</u></p>	<p>・船形コロニー整備事業</p> <p><u>施設の老朽化やバリアフリー化の対応等が求められている県立障害者支援施設「船形コロニー」について、県全域におけるセーフティネット機能を担うべく再整備を進めます。</u></p>	<p>・障害者プランに寄せられた意見を反映し、船形コロニーの「セーフティネット機能」について具体的説明を追記</p>																				

該当ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘要																																
44	<p>第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置</p> <p>6 障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>(4) 関係機関と連携した差別解消の取組</p> <p>障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において、障害者差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての民間企業を含む関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。</p> <p>第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項</p> <p>1 地域生活支援事業</p> <p>(4) 広域的な支援事業</p> <p>② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業</p> <p><地域生活支援広域調整会議等事業></p> <table border="1" data-bbox="300 1102 965 1225"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議会の開催見込み数</td> <td>2回を基本</td> <td>2回を基本</td> <td>2回を基本</td> </tr> </tbody> </table> <p><災害派遣精神医療チーム体制整備事業></p> <table border="1" data-bbox="300 1307 965 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営委員会開催見込み数</td> <td>1回を基本</td> <td>1回を基本</td> <td>1回を基本</td> </tr> </tbody> </table>		30年度	31年度	32年度	協議会の開催見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本		30年度	31年度	32年度	運営委員会開催見込み数	1回を基本	1回を基本	1回を基本	<p>第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置</p> <p>6 障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>(4) 関係機関と連携した差別解消の取組</p> <p>障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において、障害者差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての_____関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。</p> <p>第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項</p> <p>1 地域生活支援事業</p> <p>(4) 広域的な支援事業</p> <p>② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業</p> <p><地域生活支援広域調整会議等事業></p> <table border="1" data-bbox="1055 1102 1720 1225"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議会の開催見込み数</td> <td>2回_____</td> <td>2回_____</td> <td>2回_____</td> </tr> </tbody> </table> <p><災害派遣精神医療チーム体制整備事業></p> <table border="1" data-bbox="1055 1307 1720 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営委員会開催見込み数</td> <td>1回_____</td> <td>1回_____</td> <td>1回_____</td> </tr> </tbody> </table>		30年度	31年度	32年度	協議会の開催見込み数	2回_____	2回_____	2回_____		30年度	31年度	32年度	運営委員会開催見込み数	1回_____	1回_____	1回_____	<p>・障害者プランに寄せられた意見を反映し、民間企業を含むことを追記</p> <p>☆宮城県障害者自立支援協議会精神障害者部会（地域生活支援広域調整会議等事業により実施）の開催は、2回では足りないという意見を踏まえた修正。なお、その他の会議についても同様とした。</p>
	30年度	31年度	32年度																																
協議会の開催見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本																																
	30年度	31年度	32年度																																
運営委員会開催見込み数	1回を基本	1回を基本	1回を基本																																
	30年度	31年度	32年度																																
協議会の開催見込み数	2回_____	2回_____	2回_____																																
	30年度	31年度	32年度																																
運営委員会開催見込み数	1回_____	1回_____	1回_____																																

該当 ページ	最終案	中間案（平成29年度第3回協議会提示資料）	摘 要																
49	<p data-bbox="322 261 931 290"><発達障害者支援地域協議会による体制整備事業></p> <table border="1" data-bbox="300 293 972 418"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討会の開催 見込み数</td> <td>2回を基本</td> <td>2回を基本</td> <td>2回を基本</td> </tr> </tbody> </table>		30年度	31年度	32年度	検討会の開催 見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本	<p data-bbox="1079 261 1688 290"><発達障害者支援地域協議会による体制整備事業></p> <table border="1" data-bbox="1057 293 1729 418"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討会の開催 見込み数</td> <td>2回_____</td> <td>2回_____</td> <td>2回_____</td> </tr> </tbody> </table>		30年度	31年度	32年度	検討会の開催 見込み数	2回_____	2回_____	2回_____	
	30年度	31年度	32年度																
検討会の開催 見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本																
	30年度	31年度	32年度																
検討会の開催 見込み数	2回_____	2回_____	2回_____																